

国税を納期限までに 納付することができない場合には

→ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

→ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

→ 完納するまでは納税証明書「その3」が発行されません。

※ 紳税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要がありますが、国税を一時に納付することができない方のために、次のような猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書を所轄の税務署に提出することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、申請書を所轄の税務署に提出することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ①災害、病気、休廻業、事業上の著しい損失など
- ②本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

「納税に関する総合案内」
はこちら

